

埼玉県建設DX関係特記仕様書記載例（令和7年4月改定対応版）

建設DXを用いた発注を行う場合は特記仕様書への記載は要しない。ただし、遠隔臨場のうち当初設計金額3,000万円未満の工事または地質・土質調査業務を「発注者指定型」で実施する場合並びにBIM/CIM又はICTを活用する場合は以下の記載例を参考に特記仕様書へ記載すること。共通仕様書上の記載については別紙を参照のこと。

なお、いずれの場合においても公告文への記載は不要とする。

1. 建設DXに係る特記仕様書への記載要否

表一 1 記載要否一覧表

凡例 ○：必須 △：適用する場合のみ －：不要

	区分	情報共有システム	遠隔臨場	遠隔検査	電子納品	BIM/CIM適用	ICT活用
建設工事	当初設計金額 3,000万円以上	－	－	－	－	△	△
	当初設計金額 3,000万円未満	－	△：発注者指定型のみ	－	－	△	△
	維持管理 業務委託	－	－	－	－	△	△
業務委託	測量業務	－	－	－	－	△	△
	地質・土質調査 (用地測量含む)	－	△：発注者指定型のみ	－	－	△	△
	設計業務	－	－	－	－	△	△
	発注者支援 業務委託	△	△	－	－	△	△

2. 記載例

（1）情報共有システム

特記仕様書への記載は不要。

(2) 遠隔臨場

【当初設計金額 3,000 万円未満の工事を「発注者指定型」で発注する場合】

【地質・土質調査業務委託のうち、遠隔臨場を「発注者指定型」で発注する場合】

(遠隔臨場の実施について)

第〇〇条 遠隔臨場を活用し、受発注者の業務効率化を図ること。

2 実施にあたっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL:

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html

【上記以外の全ての工事および業務委託】 (記載不要)

(記載不要)

(3) 遠隔検査

特記仕様書への記載は不要。

(4) 電子納品

特記仕様書への記載は不要。

(5) BIM/CIM適用

適用する場合は「埼玉県県土整備部発注の土木関連工事におけるBIM/CIM適用試行要領」および「埼玉県県土整備部発注の土木関連業務におけるBIM/CIM適用試行要領」を参考に記載する。

(6) ICT活用工事を行う場合

【ICT活用工事を「発注者指定型」で発注する場合】

(I C T 活用工事について)

第〇〇条 本工事は、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用する I C T 活用工事 (○○) とする。※対象工種を記入する

2 実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

U R L: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>

【 I C T 活用工事を「受注者希望型」で発注する工事】

(I C T 活用工事について)

第〇〇条 情報通信技術 (I C T) の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用する I C T 活用工事 (○○) を、受注者の提案・協議により選択できるものとする。

※対象工種を記入する

2 対象となる工種の実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

U R L: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>

別紙 共通仕様書上の記載について（参考）

1. 建設工事（営繕工事を除く）について

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領、埼玉県建設工事の遠隔臨場実施要領、埼玉県建設工事遠隔検査試行要領及び埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づく電子納品は埼玉県土木工事共通仕様書に記載されているため、特記仕様書への記載は不要とする。

○情報共有システムについて

埼玉県土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-1-2 用語の定義

2.1. 情報共有システム

情報共有システムとは、「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」（同要領の対象外工事においては別途発注者が指定するものとする。以下「情報共有システム実施要領」という。）に基づき、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

○遠隔臨場について

埼玉県土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-1-2 用語の定義

1.3. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。なお、「埼玉県建設工事の遠隔臨場実施要領」（同要領の対象外業務について別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔臨場実施要領」という。）に基づく協議を含むものとする。

（中略）

3.2. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。なお、「遠隔臨場実施要領」に基づく立会を含むものとする。

3.3. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。なお、「遠隔臨場実施要領」に基づく段階確認を含むものとする。

○遠隔検査について

埼玉県土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-1-2 用語の定義
1-1-1-2 7 中間検査

3.4. 中間検査

中間検査とは、受発注者で協議した時期、臨場により、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行うことをいう。なお、中間検査には「埼玉県建設工事遠隔検査試行要領」同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔検査試行要領」という。)に基づく遠隔検査を含むものとする。

1-1-1-2 7 中間検査

工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。なお、検査にあたっては「遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査を活用できる。

○電子納品について

埼玉県土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-1-2 8 工事完成図書の納品

3. 電子成果品の提出

受注者は、電子成果品の提出に際して、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、「電子納品チェックプログラム等」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェック対策を実施した上で電子成果品を提出しなければならない。

2. 建設工事に係る業務委託（営繕関係業務委託を除く）について

埼玉県建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領、埼玉県建設工事に係る業務委託の遠隔臨場試行要領、埼玉県建設工事に係る業務委託遠隔検査試行要領、埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づく電子納品は埼玉県土木設計業務委託共通仕様書、埼玉県測量業務委託共通仕様書、埼玉県地質業務委託共通仕様書に記載されているため、特記仕様書への記載は不要とする。

○情報共有システムについて

埼玉県測量作業共通仕様書 第2条 用語の定義 (28)

埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第2条 用語の定義 (28)

埼玉県土木設計業務共通仕様書 第2条 用語の定義 29

「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いる場合においては、「埼玉県建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領」（同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「情報共有システム試行要領」という。）に基づき実施するものとする。

○遠隔臨場について

埼玉県測量作業共通仕様書 第2条 用語の定義

埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第102条 用語の定義

(24) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

なお、「埼玉県建設工事に係る業務委託の遠隔臨場試行要領」（同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔臨場試行要領」という。）に基づく報告を含むものとする。

(34) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。

なお、「遠隔臨場試行要領」に基づく立会を含むものとする。

埼玉県土木設計業務共通仕様書 第1102条 用語の定義

24. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

なお、「埼玉県建設工事に係る業務委託の遠隔臨場試行要領」（同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔臨場試行要領」という。）に基づく報告を含むものとする。

○遠隔検査について

埼玉県測量作業共通仕様書 第2条 用語の定義

第20条 検査

第2条 用語の定義

(29) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。

なお、検査には「埼玉県建設工事に係る業務委託遠隔検査試行要領」(同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔検査試行要領」という。)に基づく遠隔検査を含むものとする。

第20条 検査

(2) 測量業務等管理状況の検査

測量業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子成果品納品の検査にあたって時の対応については「電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。また、検査にあたっては「遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査を積極的に活用すること。

埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第2条 用語の定義

第120条 検査

第2条 用語の定義

(31) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。

なお、検査には「埼玉県建設工事に係る業務委託遠隔検査試行要領」(同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔検査試行要領」という。)に基づく遠隔検査を含むものとする。

第120条 検査

(2) 地質・土質業務等管理状況の検査

地質・土質業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子成果品納品の検査にあたって時の対応については「電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。また、検査にあたっては「遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査を積極的に活用すること。

埼玉県土木設計業務共通仕様書 第1102条 用語の定義
第1119条 検査

32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。

なお、検査には「埼玉県建設工事に係る業務委託遠隔検査試行要領」(同要領の対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「遠隔検査試行要領」という。)に基づく遠隔検査を含むものとする。

第1119条 検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子成果品納品の検査にあたって時の対応については「電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。また、検査にあたっては「遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査を積極的に活用すること。

○電子納品について

埼玉県測量作業共通仕様書 第2条 用語の定義 (27)

第18条 成果物の提出

埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第102条 用語の定義 (27)

第118条 成果物の提出

埼玉県土木設計業務共通仕様書 第1102条 用語の定義 28.

第1117条 成果物の提出

用語の定義

「電子納品」とは、「埼玉県電子運用ガイドライン」(同ガイドラインの対象外業務については別途発注者が指定するものとする。以下「電子納品運用ガイドライン」という。)に基づき、電子成果品をオンラインまたは媒体により納品することをいう。

成果物の提出

受注者は、「電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「電子納品運用ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。